

平成28年度
事業計画書

自 平成28年 5月 1日
至 平成29年 4月30日

公益財団法人 長尾自然環境財団

目 次

I. 目的、事業、財務基盤および財団の運営課題と対策実施.....	2
II. 事業計画作成方針.....	3
III. 事業計画の内容.....	4
1. 総合研究・活動事業.....	4
(1) 水田生態系の重要性を認識するための環境教育活動（SURE）.....	4
(2) ラオスの開発と環境に係る予備調査.....	4
(3) メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース.....	5
2. 研究助成事業.....	6
(1) 調査研究・学術出版助成.....	6
(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施.....	6
(3) 研究助成の新たな支援内容の検討.....	7
3. 人材養成事業.....	7
(1) 奨学金支給.....	8
(2) 学生等への研修・活動支援.....	9
4. 普及・広報活動.....	10
5. 国際機関、国際的プログラムとの協力・支援.....	10

I. 目的、事業、財務基盤および財団の運営課題と対策実施

当財団は平成元年の設立以来、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究および保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究および保全事業等への助成ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を支援することにより、開発途上国等の自然環境保全に寄与するとともに、自然環境保全についての調査研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的として以下の3つの公益目的事業を実施してきた。

1. 「総合研究・活動事業」では、平成18年度から第一期事業（平成22年度までの5カ年間）として、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムの4カ国において、メコン-チャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全とワイズユースを目的として、現地の協力機関とともに調査研究と保全活動を実施した。

さらに平成23年度から、第一期事業の成果および残された課題を踏まえ、内容をさらに発展させた第二期事業として、総合研究・活動事業「メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」を5カ年計画で実施した。

2. 「研究助成事業」では、アジア・太平洋地域等の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動を支援してきた。
3. 「人材養成事業」では、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する当該国の学生に奨学金を支給するとともに、自然環境保全に関わる学生の交流・体験等の活動を支援してきた。

平成24年5月1日、公益法人の制度改革に則り、公益財団法人に移行したが、公益目的事業の財源には、引き続き基本財産である投資有価証券の運用益を主に充当してきた。

平成24年度後半より、保有している投資有価証券の配当が好況を受け高額になっているため、想定以上に収入が増加し、同25年度、同26年度の各決算では公益目的事業に黒字が生じた。また、同26年度決算では遊休財産の保有制限を超過することになった。さらに、同27年度、同28年度についても特別配当が公表され、公益目的事業に黒字が生じると予想される。

平成26年度以降、当財団では、1) 公益目的事業の黒字発生の原因を特定して財務や事業内容の一部を変更し、2) 遊休財産の保有制限の超過について対策を検討した。1) および2) の財務運営の対策として、運用基盤強化基金管理規程における基金の上限額の増額、公益目的保有財産の取得等を検討した。また、1) の公益目的事業では、従来の事業内容のさらなる展開を検討した。

当財団は上記の検討結果等を基に、平成27年7月に内閣府公益認定等委員会事務局と課題について相談し、助言等を得た。これらを踏まえ、理事会の承認を経て、開発途上国等において公益目的事業を長期的に継続して実施するための公益目的保有財産の取扱いを規定する運用基盤強化基金管理規程を運用基盤強化資金管理規程（資金の上限額を増額）に改訂し、また、評議員会の承認を経て、関連する定款の一部を変更した。

II. 事業計画作成方針

平成 27 年度における当財団の運営課題および対策実施を踏まえ、平成 28 年度は、以下の事業計画作成方針の下、活動を展開する。

- 1) 財務運営について、平成 27 年度に改訂した運用基盤強化資金管理規程を基に、公益目的事業に黒字が発生した場合、公益目的事業を長期的に継続して実施するため、運用基盤強化資金への組み入れおよび同資金の公益目的事業への有効な活用を検討する。
- 2) 公益目的事業について、従来事業に加え、以下の事業を展開する。

総合研究・活動事業として、第一期および第二期で行った事業の成果をより直接的に地域に還元する 2 つの事業を支援する。第 1 は、ラオス国立大学が次世代を担う小中学生を対象として行う水田生態系の重要性を認識するための環境教育活動（SURE）である。第 2 は、ラオスで急速な経済成長により、農村地域の人々の生活、環境、村落の社会機能に影響が生じている現況を把握し対策を検討するため、ラオス国立大学の教員・学生が日本の大学研究者と連携して行う「ラオスの開発と環境に係る予備調査」である。また、第二期事業（メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース）は平成 27 年度に終了したが、必要不可欠な事業の一部を継続して行う。

研究助成事業では、平成 27 年度の研究助成選考委員会の審議を踏まえ、研究助成および学術出版助成の対象者の条件を拡大する。また、湿地の保全と賢明な利用を目的とするラムサール条約がアジア太平洋地域で行う条約の戦略計画に関する各種活動を、5 年間支援する方向で条約事務局と折衝し、当財団と条約事務局との間で協力覚書案を作成した。本年 6 月の同条約第 52 回常設委員会が本件を承認した場合には、5 年間を期間とする活動助成として支援する（特定費用準備資金を積立）。さらに、日本の研究者と開発途上国の研究者とが連携して行う自然環境保全に資する調査研究を支援することが有効と考え、有識者から支援内容に関するヒアリングを行い、助成対象者、助成内容、助成期間、助成額、募集方法、助成の実施年数および財源措置（特定費用準備資金を積立）等を検討する。

人材養成事業では、平成 27 年度の役員によるラオスおよびカンボジア訪問等を踏まえ、ラオスでは大学院修士課程学生への奨学金支給を、バングラデシュでは 5 大学で構成する委員会との間で人材養成事業実施に向けた合意書を基に 5 大学の大学生への奨学金支給を新たに行う。また、ラオスおよびカンボジアでは奨学生の研修事業を、インドネシアでは学生等の現地での調査活動を支援する。さらに、東チモールおよびネパールでの人材養成事業に係る情報入手に努める。

各事業計画の内容については、次ページ以降に示す。

Ⅲ. 事業計画の内容

1. 総合研究・活動事業

本事業は、当財団が自然環境の調査研究や保全活動を企画立案し、対象国の研究者や研究機関と協力しつつ主体的に実施するとともに、一部は当該国や日本の研究者等に調査研究や保全活動を委託し、必要に応じて調査研究のための資器材の整備等を支援するとともに技術移転等を行い、当該地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与することを目指している。

本年度は、総合研究・活動事業の第二期事業（メコン-チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース）の成果を活用する現地活動、および内外諸機関との協力体制の構築・調整のため、以下の事業を行う。

(1) 水田生態系の重要性を認識するための環境教育活動（SURE）

当財団は、第一期の平成19年度より平成27年度まで、ラオス国立大学環境科学部（FES）の教員と学生（SEED）が主体となり、ラオス農林省畜水産局ナムスワン養殖開発センター（NADC）とNPO法人アジア農山漁村ネットワーク（NARC）が協力して実施した、ラオスの小中学生や教員を対象とした水田生態系の重要性を認識するための環境教育活動（SURE）を支援してきた。これらの活動に携わったSEEDの学生は、野外で調査を行う知識や技術の習得、小学校の児童や教員に環境教育を行う技術の習得、小冊子やポスター等環境教育の教材作成を行い、卒業後は教員、環境保全に関連する国内外の機関に就職してきた。本活動は急速な経済成長が進むラオスにおいて適切な環境保全に貢献するものであると考える。

本年度は、当該環境教育活動（SURE）の最終支援として、ラオス国立大学環境科学部（FES）の教員と学生（SEED）が、ビエンチャン県のムン郡とトゥラコム郡で実施する児童や教員を対象とした、水田生態系の重要性を普及啓発するための活動を支援する。

(2) ラオスの開発と環境に係る予備調査

当財団は、総合研究・活動事業に係わる4カ国の現地協力機関の研究者、大学教員、政府機関職員、学生等に対して、自然環境や生物多様性の保全に関する基礎知識の習得、当該地域の生物を把握する調査手法の技術移転、採集した魚類等標本の整理、写真撮影、分類、同定、保管、データ管理等の技術移転に努めてきた。総合研究・活動事業に係わる彼らは野外調査での標本採集、環境教育活動の実施など習熟しているところはあるものの、報告書作成のためのデータ解析など不十分なところもある。

ラオス国立大学環境科学部（FES）の教員と学生（SEED）が実施してきた水田生態系の重要性を認識するための環境教育活動（SURE）をとおして、NPO法人アジア農山漁村ネットワーク（NARC）およびラオスで調査研究活動を行いSURE活動にも参加した武石礼司東京国際大学教授は、同国の今後を担う学生を指導する立場のFESの教員を対象とした調査研究プログラムの実施が必要であると認識した。当財団も総合研究・活動事業をとおして、4カ国の現地協力機関の研究者、大学等教員等への研修を兼ねた調査研究プログラムの必要性を認識し、同事業を実施してきた。

本年度は、ラオス国立大学環境科学部（FES）の教員と学生（SEED）が武石礼司東京国

際大学教授の協力を得て、ビエンチャン首都県、ビエンチャン県で行う開発と環境に係る予備調査を支援する。武石教授は調査に係わる FES の各教員に対して調査における役割、調査実施とスケジュールの管理、予算執行の管理、データの分析や報告書の作成等について指導や助言を行うとともに自身が担う分野の調査を行い、報告書を作成する。

(3) メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース

1) メコン - チャオプラヤ河流域における絶滅危惧魚類の保全活動

本活動は第二期の総合研究・活動事業の一つとして、平成 26 年度より経団連自然保護基金の助成金を活用し、3 カ年事業「メコン河下流域とその周辺水域における絶滅危惧魚類の保全」として実施しているものである。本年度は最終年度であり、以下に焦点を絞り活動を実施する。

アジアアロワナの保全

第二期事業をとおして、インドシナ半島南西部のカルダモン山地のタイランド湾側斜面を流れる数河川において、アジアアロワナの生息調査を行い、カンボジア国内では 3 河川、タイ国内では 1 河川で生息を確認した。本種の保全について、カンボジアでは国際 NGO のコンサベーションインターナショナル (CI) が生息地保全に向けた新規事業を計画中で、当財団との情報共有を開始している。当財団は、カンボジアにおいて平成 27 年 5 月同種の生息地の現地調査を行い、稚魚を 14 個体捕獲した。捕獲した稚魚をシムリアップ淡水魚研究所で飼育中である。本種の保全について、当財団は、同種の稚魚を人為下で保護・育成し、将来再放流を行う体制の整備を検討している。本年度はこれまで得られた本種の知見をまとめるとともに、カンボジア政府関係部局、国際機関に今後必要な保全対策を提案する。

パンガシウス科とコイ科に属する絶滅危惧魚類の保全

パンガシウス科とコイ科はメコン河流域の漁業資源として最も重要なグループである。この中で、特に絶滅危惧の程度が高い種とされるパンガシウス科魚類は *Pangasianodon gigas* と *Pangasius sanitwongsei* であり、IUCN では CR(critically endangered)とされている。また、*Pangasianodon hypophthalmus* は漁業および養殖の一般的な対象種であったが、現在は自然の水域で激減しており、IUCN では EN(endangered)とされている。一方、コイ科魚類では大型種の *Catlocarpio siamensis* (CR) と *Probarbus jullieni* (EN)が重要な保護対象種とされている。

前年度までのカンボジア・プノンペンにおける流下仔稚魚のモニタリングをとおして、*P. hypophthalmus* と *C. siamensis* が 6-7 月にプノンペン周辺のメコン河本流で産卵していることが確認されている。仔魚および初期の稚魚では、特定の種を選別抽出することは困難であるため、養殖池で 1-2 カ月飼育した後、同定を行った。その結果、上記 2 種が含まれていた。なお、ほとんどの魚種の養殖池内で 2 カ月後の生残率がかなり高いことも確認された。

本年度はこれまでのデータをまとめるとともに、関係機関に今後必要な保全対策を提案する。

2) 第二期事業のまとめ

総合研究・活動事業第二期の活動をまとめた報告書を作成し、印刷製本を行う。また、カンボジア、ラオス、タイの魚類フィールドガイドブック、インドシナメコンの魚類多様性とその保全等の印刷製本を行う。

3) 国際会議・シンポジウムへの参加および4カ国会合の開催

本年5月中旬に台北で開催予定のアジア魚類多様性会議年会でメコン河に特化したシンポジウムへの参加が主催者から求められた。この依頼を受け、第二期事業に係わる4カ国の現地協力機関の主要研究者が参加して、各国の成果等について発表を行う。この国際シンポジウムの機会を利用して、4カ国会合を開催し、各機関の自立発展を促すとともにフォローアップを含めた当財団の今後の協力の在り方について意見交換を行う。

2. 研究助成事業

(1) 調査研究・学術出版助成

アジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、調査研究や学術出版への助成を行う。助成対象地域はアジア・太平洋地域の開発途上国、助成対象者は同地域出身の現地専門家、特に今後を担う若手研究者とし、助成対象となる研究・出版物は自国または申請時の就労・就学国内で実施・出版するものとする。

前年度に引き続き、アジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全にかかわる調査研究等について、以下2つの助成プログラムを実施する。

助成件数は新規で約30件を予定している。なお、平成23年度以前の助成プログラムで支援が決定した7件についても、継続助成を予定している。研究助成の総額は、平成27年度補正予算と比べ、約650万円増額した約1,900万円とする。

1) 調査研究助成

若手研究者や博士課程の大学院生による調査研究を支援する。助成期間は最長で2年、助成額は50万円を上限とする。

2) 学術出版助成

現地研究者による研究成果の出版を支援する。助成期間は1年、助成額は100万円を上限とする。

助成案件の採否は、提出された申請書をもとに、外部専門家5名から成る研究助成選考委員会が決定する。選考は6月、12月の年2回実施する。

助成対象者に対しては、最終報告書と収支報告書の提出を義務付ける。調査研究の実施期間が1年を超えるものについては、助成開始1年後に中間報告書の提出を求める。

(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）では、湿地やその生態系、生物多様性の「保全・再生」、また湿地から得られる資源の「ワイズユース」

を目標に掲げ、同条約締約国の管理当局と地方政府、研究者、NGO 等が連携して取り組む「対話・教育・参加・普及啓発活動（Communication, Education, Participation and Awareness: CEPA）」や様々なプロジェクトを実施している。2016 年から 2024 年までの第 4 次戦略計画の中においても、湿地の喪失や劣化に立ち向かう行動、条約湿地ネットワークの有効な保全と管理、全ての湿地の賢明な利用の強化を呼びかけている。

当財団は、総合研究・活動事業においても、メコン河流域の生物多様性と自然資源の保全、そのワイズユースを目指してきたことから、同条約事務局と連携し、アジアオセアニア地域の CEPA 活動や湿地の保全・回復および賢明な利用に関するプロジェクトを財政面から支援することにより、同地域の自然環境保全と自然資源のワイズユースの促進に貢献できるものとする。

本年 6 月にスイスで開催予定の同条約第 52 回常設委員会で本支援に関する協力覚書が承認された場合には、長尾湿地基金（Nagao Wetland Fund: NWF）として 5 年間の支援（特定費用準備資金を積立、総額 5 千万円）を行う。同基金内におけるプロジェクト 1 件当りの助成期間は最長 2 年、助成額は 2 万米ドルを上限とし、年間 3 件から 4 件のプロジェクト（総額 1,000 万円以内）を採択する予定である。

助成案件の採否は、同条約の少額助成基金（Small Grant Fund: SGF）に準ずる申請書を参考とし、当財団と同条約事務局から成る選考委員会が決定する。

助成対象者に対しては、最終報告書と収支報告書の提出を義務付ける。実施期間が 1 年を超えるものについては、助成開始 1 年後に中間報告書の提出を求める。

（3）研究助成の新たな支援内容の検討

当財団設立以降、上記（1）の調査研究・学術出版助成においては、アジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全を担う人材の養成を目的として、対象地域出身の現地専門家、特に今後を担う若手研究者が行う調査研究および出版を支援してきた。

昨今、国内の大学等の研究機関では、当財団が主たる研究助成の対象としてきたアジア・太平洋地域の開発途上国における、野生動植物や自然生態系の保全等に貢献する研究が減少傾向にあり、研究者の減少が問題とされている。同時に、これらの研究を目指す開発途上国の研究者への支援が不十分なことも指摘されてきた。

このような状況に対し、当財団は、日本の研究者と開発途上国の研究者とが連携して行う自然環境保全に資する調査研究を支援することが有効と考え、本年度に有識者から支援内容に関するヒアリングを行い、助成対象者、助成内容、助成期間、助成額、募集方法、助成の実施年数および財源措置（特定費用準備資金を積立）等を検討する。

3. 人材養成事業

本事業は、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する現地の学生への奨学金支給、奨学生や一般学生等が自然環境保全について現場での知見や体験を深め

るための活動支援を行う。

本年度は、奨学金支給の拡充、学生等への研修・活動支援のため、以下の事業を行う。

(1) 奨学金支給

前年度に引き続き、以下の5カ国において奨学金支給を実施する。本年度は、新規225名、継続150名、計375名への奨学金支給を計画している。奨学金支給の総額は、平成27年度補正予算と比べ、約700万円増額した約1,939万円とする。

各国における事業運営については、当財団と各国の現地協力機関との間で締結された合意書の下、現地協力機関が奨学生候補者の募集や選考、奨学生の管理、奨学金の支給等の業務を行う。奨学生の管理について、現地協力機関が学期毎または1年毎に奨学生の成績や健康状態、修了状況、就職状況等を当財団に報告する。

1) ベトナム（平成5年度より開始）

現地協力機関：ベトナム国立大学ハノイ校自然資源・環境研究センター
(Centre for Natural Resources and Environmental Studies)

受給予定者数：前年度と比べ10名増員した大学院生40名を加えた計70名。

2) ミャンマー（平成10年度より開始）

現地協力機関：森林資源環境開発保全協会
(Forest Resource Environment Development & Conservation Association)

受給予定者数：前年度と比べ10名増員した学部生20名と新大学院生10名を加えた計60名。

3) ラオス（平成16年度より開始）

現地協力機関：ラオス国立大学 (National University of Laos)

受給予定者数：前年度と比べ15名増員した学部生40名と新たに大学院生15名を加えた計105名。

備考：本年度よりラオス国立大学に在学する修士課程の大学院生への奨学金支給を開始する。大学院生への支給額は1人当たり月額7,000円、助成期間は採用時から最長2年間とする。毎年10～15名を新規に支援する予定。

4) カンボジア（平成23年度より開始）

現地協力機関：カンボジア王立農科大学 (Royal University of Agriculture, Cambodia)

受給予定者数：前年度と比べ20名増員した学部生50名を加えた計90名。

5) バングラデシュ（平成28年度より開始）

現地協力機関：Bangabandhu Sheikh Mujibur Rahman Agricultural University

受給予定者数：新たに学部生50名。

備考：本年度よりバングラデシュ首都周辺の次の5大学に在学する学部生への奨学金支給を開始する。支給額は1人当たり月額3,000円、助成期間は採用時（学部2年）から最長3年間とする。毎年50人を新規に承認し、最大150名を支援予定。

・ Bangabandhu Sheikh Mujibur Rahman Agricultural University, Gazipur

- Bangladesh Agricultural University
- University of Dhaka
- Jahangirnagar University
- Sher-e-Bangla Agricultural University

表 1. 各国の奨学金支給月額および受給予定数

国名	支給月額	承認年度	学部	大学院	合計
ベトナム	大学院 7,000 円	H27		30 名	70 名
		H28 (新規)		40 名	
ミャンマー	学部 3,000 円	H24	5 名		60 名
	大学院 7,000 円	H25	5 名		
		H26	5 名		
		H27	10 名	5 名	
		H28 (新規)	20 名	10 名	
ラオス	学部 3,000 円	H26	25 名		105 名
	大学院 7,000 円	H27	25 名		
		H28 (新規)	40 名	15 名	
カンボジア	学部 3,000 円	H26	10 名		90 名
		H27	30 名		
		H28 (新規)	50 名		
バングラデシュ	学部 3,000 円	H28 (新規)	50 名		50 名
5 カ国 奨学生数 合計			275 名	100 名	375 名
5 カ国 奨学金支給 総額					1,939 万円

(2) 学生等への研修・活動支援

自然環境保全に貢献できる人材の養成には、学生の座学を支援するばかりでなく、実際の現場における調査研究や活動を通じた実践的な知識、経験を蓄積することが重要である。平成 16 年度以降、奨学生を対象とした野外での経験を積むための活動や、学生間での交流活動を支援している。

本年度は、以下の 3 カ国における活動に対して支援を行う。

1) ラオス

ラオス国立大学の奨学生等にとって、自国の自然資源保全に関する知識を得る機会がこれまで不十分であったことから、同大学環境科学部 (Faculty of Environmental Science: FES) より研修実施の提案とこれに対する支援の要望が寄せられた。この提案と要望を受け、本年度に同大学の奨学生を対象とした研修を支援する。

研修では奨学生達の交流を通じた学生間ネットワークの構築や、現場における実践的な知識や教訓の獲得を目指し、自然資源の実情に関する講義、討論会、鳥類保護区訪問等を行う。期間は 1 泊 2 日、参加人数は総数 49 名 (FES 学部長 1 名、FES 職員 5 名、研

修担当者1名、奨学金対象学部教員6名、奨学生36名)を予定している。

2) カンボジア

カンボジア王立農科大学他2校の奨学生等にとって、自国の自然資源保全に関する知識を得る機会がこれまで不十分であったこと、また各大学間の奨学生らの交流の場を設けたいとのことから、王立農科大学より研修実施の提案とこれに対する支援の要望が寄せられた。この提案と要望を受け、本年度に3大学の奨学生を対象とした研修を支援する。

研修では奨学生達の交流や、現場における実践的な知識や教訓の獲得を目指し、人々の暮らしや自然資源の管理を学び、現場で森林パトロールなどを体験する。期間は2泊3日、参加人数は総数56名(3大学の教員6名、3大学の奨学生50名)を予定している。

3) インドネシア

本年度は、スマトラ島活動調査エリアのフェノロジー調査を行い、その成果に基づく自然情報マップの作成を指導監督する。さらに、昨年度までに作成した植物生態写真集とあわせて、これらを教材とした環境教育のための普及啓発活動を指導する。また、次年度以降の新たな取り組みとして、バリ島等における学生等を主とする次代の自然環境保全の担い手を養成することを目指し、自然環境を保全するための現地活動を対象に、今後支援する可能性を検証する調査を行う。

4. 普及・広報活動

当財団の事業内容を国内外に広報するため、ホームページの内容を定期的に更新し情報の充実を図る。また、当財団の役職員が国内外に出張する際、財団のパンフレット等を用いて事業内容を広報する。

5. 国際機関、国際的プログラムとの協力・支援

国際機関(国際連合環境計画(UNEP)、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際自然保護連合(IUCN)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、国際林業研究センター(CIFOR)、アジア開発銀行(ADB)、地球環境ファシリティ(GEF)等)や国際的な生物多様性保全への取り組みやプログラム(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)、生物多様性条約、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)、「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」(環境省の環境研究総合推進費による事業)、「アジア保護地域パートナーシップ(Asia Protected Areas Partnership, APAP)」等)と連携して、当財団の活動基盤の強化に努めるとともに、協力して実施する事業等の可能性について検討する。特に、相手国の税制上の問題、さらには効率の点から、当財団が直接助成・支援するよりも国際機関等を通じて行ったほうが効果的な場合には、これらの機関の協力を得る。